

個人情報保護規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人千葉県診療放射線技師会（以下「本会」という）が取り扱う個人情報の取得、管理及び利用を適正に行い、情報の流出や不正アクセス等を防止し、もって個人情報を本会の活動に効率的かつ効果的に利用できるようにすることを目的とする。

(利用目的)

第2条 本会が取り扱う個人情報は、次に掲げる目的に利用する。

- (1) 本会における会員データベースの作成
- (2) 本会ホームページ運営に関して
- (3) 会員相互の連絡及び親睦向上
- (4) 会員の測定・地域医療参加に関して
- (5) その他、本会の事業活動に必要で、第4条に定める個人情報保護委員会が認める事業

(適用対象及び範囲)

第3条 この規程は、本会役員及び本会の運営に関わる全ての者に対して適用する。また、個人情報を取り扱う業務を外部に委託する場合の委託先および労働者派遣法に基づく派遣労働者に対しても適用し、本会の事業活動に伴う個人情報を対象とする。

(個人情報保護委員会)

第4条 個人情報の管理等を徹底するため、本会に個人情報保護委員会（以下「保護委員会」という）を置く。

- 2 保護委員会は、本会会長の指名する役員で構成し、その中の一人を委員長とし、本会事務局（以下「事務局」という）に事務長及び事務補佐員を置く。
- 3 保護委員会は、委員長が招集し、議長となる。

(管理体制)

第5条 個人情報の取得、管理、利用は事務局で行い、個人情報管理責任者（以下「管理責任者」という）に事務局長を、個人情報管理者（以下「管理者」という）に事務補佐員を充てる。

- 2 保護委員会は、個人情報の管理について、適宜管理責任者から報告を求め、不備がある場合は、これを是正するよう管理責任者を指導する。又、個人情報の取得、利用の適否を判断し、必要な措置を取るよう指示する。
- 3 個人情報の取得、管理、利用に関し、不測の事態が生じた場合、保護委員会は必要な調査を行うとともに、対応策を管理責任者に指示する。

(管理責任者)

第6条 管理責任者は、管理者を指揮、監督して、個人情報がこの規程や関係法令に照らして、適正に取り扱

われるよう責任を負う。

(管理者)

第7条 管理者は、管理責任者を補佐し、当該部門の実務を担当する。管理責任者が認めた場合に限り管理者は事務取扱者に対して実務を行わせることができる。

(個人情報の取得)

第8条 個人情報は、本人の同意の下に取得するものとし、虚偽その他不正の手段により取得してはならない。

- 2 個人情報は、この規程に定める利用目的に限定して取得するとともに、本人に通知しなければならない。ただし、公益社団法人日本診療放射線技師会、他県技師会等から受けた情報に関しては、その限りではない。

(管理及び利用)

第9条 個人情報は、本人の同意を得ずに利用目的を逸脱して取り扱ってはならない。

- 2 個人情報を継続的に利用するに当たり、個人情報の流出、改ざん等が起きないように安全管理に万全を期さねばならない。

- 3 取得目的が達せられた個人情報は、安全対策を取った上で廃棄する。

(第三者への提供制限)

第10条 本人の同意を得ずに、第三者に対し、個人データを提供してはならない。ただし、本会の利用目的に資する場合及び法令に基づく場合並びに人の生命、身体、財産の保護のため必要があり、かつ、本人の同意を得ることが困難な場合は、この限りでない。

(開示及び訂正)

第11条 事務局は、本人からの問い合わせ等に応じる窓口を設けなければならない。

- 2 本人から保有個人データの開示、訂正、削除の申し出があった場合、管理責任者は調査をした上で、必要な措置を取り、本人に通知する。ただし、次に掲げるものに該当する場合は非開示とすることが出来る。

- (1) 本会の業務遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとき
- (2) 法令違反となるとき

(委託先の監督)

第12条 個人データの取り扱いの全部又は一部を外部に委託する場合は、委託先の管理体制を調査の上、流出、改ざん等が起きないように万全の措置を取ることを契約で義務付け、又、必要に応じて委託業務の遂行状況を監督しなければならない。

(教育及び研修)

第13条 管理責任者は、個人情報管理の重要性を周知徹底するための教育及び研修を適宜行う。

(違反への対応)

第14条 この規程の適用対象者がこの規程並びに関係法令に違反した場合、関係法令又は内規等に基づき処分を行う。

(規程の改廃)

第15条 本規程の制定または改廃については理事会の承認を要するものとする。

平成19年3月18日制定

平成19年4月1日施行

平成24年11月11日改正同日施行

個人情報の保護に関する法律（平成一五年五月三十日法律第五十七号）

<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/houritsu/050815houan.pdf>